

不妊治療の助成制度が変わりました！

豊浦町では妊娠を望んでいる方の経済的負担の軽減を図ることを目的として、不妊治療費の助成を実施しています。これまで、一般不妊治療は人工授精のみが対象でしたが、平成 30 年 4 月より下記の治療も対象に追加されました。

〈一般不妊治療〉

助成対象者の要件

次にあげる要件をすべて満たす方が対象となります。

- ・ 夫婦ともに、豊浦町内に 6 カ月以上住民登録しており、引き続き定住の意思がある
- ・ 法律上の婚姻をしている夫婦である
- ・ 夫婦ともに町税等の滞納がない
- ・ 医療保険に加入している

対象となる治療

- ① 医療保険適用外の不妊治療（人工授精など）
- ② 医療保険適用の不妊治療（タイミング法・ホルモン療法など）
- ③ 上記治療に係る、診察費、検査費、薬剤費など

助成金額

1 年度内に一般不妊治療に要した自己負担分（夫婦合算）を 10 万円を上限に助成。

助成回数

治療回数にかかわらず、通算 3 年間助成します。

※不妊治療により無事出産を迎えた夫婦が、次の子の不妊治療を受ける場合は、出産以前の助成はリセットされ再び通算 3 年間まで助成対象になります。

※平成 29 年度までに助成した回数は通算期間に含めません。以前に助成を受けた方も、再び対象となる場合もありますので詳しくは保健センターまでご確認ください。

〈特定不妊治療〉

体外受精、顕微授精は特定不妊治療に該当します。「北海道特定不妊治療助成事業」の対象となり、北海道から受けた助成金を差し引いた自己負担分を町で全額助成します。

※特定不妊治療を申請した時点から一般不妊治療は助成対象外となります。



※助成対象となる治療は、対象者の要件の全てを満たした日以後に受ける治療となりますので、ご注意ください。なお、申請様式は豊浦町 HP（【暮らし】⇒【保健・予防】⇒【不妊治療を一部助成いたします】）に掲載しています。

☆上記の助成を希望される方、ご不明な点がある方は、〈やまびこ内保健センター〉までご相談ください。

☆平成 29 年 4 月より始まった不育症治療費助成制度につきましては〈室蘭保健所〉（☎ 0143-24-9844）までご相談ください。